

3章 合意形成活動の成果と今後の取り組み課題

3 章 合意形成活動の成果と今後の取り組み課題

1 章に示したとおり、普天間飛行場跡地利用に係る地権者・市民等の合意形成に向けた取り組み（関係地権者等の意向醸成・活動推進調査（以下 本調査））は、平成 13 年度の「関係地権者等意向把握全体計画」（以下 全体計画）策定以降、当面 5 カ年を目標として継続的に実施してきた。

今年度は 5 カ年の最終年度にあたる年であるとともに、今後は跡地利用基本方針に基づき、跡地利用計画等の策定に着手していくことを念頭に置き、以下の視点でこれまでの活動成果を整理し、今後に求められる取り組みの課題を明らかにする。

視点 1：全体計画に位置づけられた合意形成活動目標に対する成果と今後の取り組み課題

全体計画では、当面 5 カ年の目標『宜野湾市全体の将来像（跡地利用及び周辺地域整備等に関する基本的な方針）に対する合意形成』に向けて取り組むべき事項やその具体策を示しており、現在の合意形成活動の基礎となるものである。

そこで、全体計画に位置づけられた取り組みが達成できたかどうか等の視点で合意形成活動の成果をまとめ、今後の課題を整理する。

視点 2：跡地利用基本方針を踏まえた活動成果と今後の取り組み課題

跡地利用基本方針は、今後の跡地利用計画を検討する上での基本となり、また跡地利用に関する取り組みに関する非常に重要な方針である。

そこで、これまでの合意形成活動の実績を整理した上で、跡地利用基本方針に示される今後の取り組みの方向性と照し合せ、今後取り組むべき合意形成活動の課題を整理する。

視点 3：「次世代参加型まちづくり」の視点からみた合意形成活動の成果と今後の取り組み課題

普天間飛行場跡地利用は、その規模や位置づけから長期にわたることが想定され、跡地利用基本方針においても、段階的・持続的な取り組みの必要性が明確に示されている。段階的・持続的な取り組みを確実に遂行していくためには、次代を担う若者の参画が不可欠であり、このことの必要性は、合意形成推進委員会をはじめ、様々なところで確認されている。また、国においても 21 世紀の新しい潮流に対応した、新たな参加と責任ある協働によるまちづくりのあり方を「次世代参加型まちづくり」として、その必要性が示されている。

そこで、国土交通省社会資本整備審議会においてとりまとめられた「次世代参加型まちづくり」の考え方をもとに、これまでの合意形成活動の成果と今後の課題を整理する。

3-1 全体計画に位置づけた合意形成活動目標に対する成果と今後の取り組み課題

全体計画では、当面 5 ヶ年の目標を『宜野湾市全体の将来像（跡地利用及び周辺地域整備等に関する基本的な方針）に対する合意形成』と設定し、その目標を達成するための具体的な方法として以下の内容がまとめられている。

（1）目標に向かっての具体的な方法

①場づくり

- 1) 広範囲にわたる情報提供・公開の場をつくる
- 2) 地権者・市民等の意向を把握する場をつくる
- 3) 全員参画の場をつくる
- 4) 個別・小単位での対応を可能とする場をつくる
- 5) 活動の拠点となる場をつくる

②人づくり

- 1) 学校教育の場を活用して、次世代を担う若者を育成する
- 2) リーダーシップをとれる人材を育成する
- 3) 誰もが学習できるような体制を整える

③組織づくり

- 1) 中核となる活動団体を組織化する
- 2) 検討課題別の各種まちづくり活動へ展開する

④環境・雰囲気づくり

- 1) イベントを通じたまちづくり PR を行う
- 2) 普天間飛行場を知る場をつくる

以下では、上記内容に対応したこれまでの合意形成活動の実績と今後の取り組み課題を整理する。

評価の視点			活動実績	今後の取り組み課題
(1) 目標に向かっての具体的な方法	①場づくり	1) 広範囲にわたる情報提供・公開の場をつくる	○より多くの人々に跡地利用に係る情報提供が図られるよう、下記の通り様々な手段（直接対話による方法、間接的な方法）を使って幅広くかつ数多くの情報提供・公開を行った。 ・地権者懇談会（計 9 回、51 日間実施） ・地権者情報誌ふるさとを継続的に発行（年 3～4 回、現在 15 号） ・市民への情報提供としての各種団体懇談会（9 回） ・広報誌への折込チラシを継続的に発行（年 2～4 回、計 8 回） ・情報提供窓口を平成 14 年度に設置 ・基地跡地対策課ホームページを平成 15 年度に全面リニューアル ・県民フォーラム（2 回）（基本方針策定調査にて実施） ・地域フォーラム（3 会場）（基本方針策定調査にて実施）	●これまで継続的に実施し、定着してきた情報提供・公開の場については、引き続き確保し、跡地利用計画策定等の段階においても継続していく必要がある。
		2) 地権者・市民等の意向を把握する場をつくる	○跡地利用基本方針等の計画策定にあたって、地権者・市民等の意向反映を図るため、段階ごと（策定作業に着手する前の段階、指針の段階、案の段階）に下記の通り地権者・市民意向の把握を行った。 ・平成 15 年度に地権者意向調査を実施（回収率 70%） ・地権者懇談会（計 9 回、51 日間実施） ・市民の意向を把握するための各種団体懇談会（9 回） ・県民フォーラム（2 回）（基本方針策定調査にて実施） ・県民意向調査（基本方針策定調査にて実施） ・地域フォーラム（3 会場）（基本方針策定調査にて実施）	●今後の跡地利用計画策定等の際にも、段階に応じて適切な手段を選択し、地権者・市民等の意向を把握する必要がある。
		3) 全員参画の場をつくる	○地権者・市民から次世代の地権者、学生まで多くの主体に跡地利用への関心を持ってもらい、参画できる環境づくりとして、下記の取り組みを実施した。 ・地権者懇談会（計 9 回、51 日間実施） ・若い世代の参画の場として普天間飛行場の跡地を考える若手の会（以下 若手の会）を実施（平成 14 年度に立ち上げ、平成 15 年度後半から毎月 1 回定例的に実施。計 30 回） ・まちづくり学習の実施（普天間中学校、嘉数中学校） ・県民フォーラム（2 回）（基本方針策定調査にて実施） ・地域フォーラム（3 会場）（基本方針策定調査にて実施）	●今後の跡地利用計画等の策定にあたって、これまでと同様、地権者・市民・県民・行政等の協働による取り組みが求められることから、その前提となる参加の場を引き続き確保していく必要がある。
		4) 個別・小単位での対応を可能とする場をつくる	○実質的な議論を行い、跡地利用に対する理解を深めてもらうとともに、地権者個々に跡地利用への意識を持ってもらうための環境づくりとして、下記の通り個別・小単位での活動の場を設置した。 ・小単位での活動の場として、会員 23 名からなる若手の会を実施。 ・地権者個々に跡地利用への意識を持ってもらうとともに、アンケートの実施にあたり地権者間での個別回収等を可能とするため、記名式による地権者意向調査を実施（回収率 70%）	●計画内容の具体化と合わせて、地主会支部内のネットワーク強化や地域におけるリーダーの育成等により、個別・小単位での対応を可能とする体制（地権者個々の意向を吸い上げ集約できる体制）を構築する必要がある。
		5) 活動の拠点となる場をつくる	—	●各公民館等に普天間飛行場跡地利用やまちづくりに係る資料を各公民館に配置する等、地域ごとの活動が促進される場として、公民館等の環境整備を図る必要がある。
	②人づくり	1) 学校教育の場を活用して、次世代を担う若者を育成する	○市内小中学校を対象としてまちづくり学習の取り組みを実施した。 ・市内小中学校担当教員へのアンケートを実施し、まちづくり学習の取り組みの可能性を把握 ・平成 16 年度に普天間中学校で学習会を実施。また、普天間中学校での取り組みを基地跡地対策課ホームページで知ったことを受けて、今年度は嘉数中学校でも実施されている。）	●引き続き市内各学校に取り組みを広め、若い世代の跡地利用への関心を高めていくことが必要である。 ●また、将来の跡地利用の際に活躍できる人材確保に向けて、大学等との連携についても検討する必要がある。

評価の視点			活動実績	今後の取り組み課題
(1) 目標に向かった具体的な方法	②人づくり	2) リーダーシップをとれる人材を育成する	○地権者の若い世代のリーダーとなりうる人材を育成するため、若手の会を実施した。	●若手の会の活動の輪を広げ、地域でリーダーシップをとれる人材を増やしていく必要がある。
		3) 誰もが学習できるような体制を整える	○地権者・市民や学生等が普天間飛行場に係る情報を収集でき、学習できるよう、市基地政策部内に情報提供窓口を設置した。	●まちづくり学習等との連携を図りながら、誰もが学習でき、理解しやすいような情報を蓄積するとともに、情報量の増加に応じて機能拡充を図る必要がある。
	③組織づくり	1) 中核となる活動団体を組織化する	○普天間飛行場跡地利用に係る実質的な議論・活動の場として若手の会を組織化し、地権者の第一段階の意見集約を図る場として地主会の体制の中に位置づけた。	●跡地利用の検討を行う上で中核となる地権者の活動団体として、若手の会の更なる機能強化（活動体制・活動内容）を図るとともに、普天間飛行場跡地利用対策部会の活動促進を図る必要がある。
		2) 検討課題別の各種まちづくり活動へ展開する	○若手の会による「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え（以下 私たちの考え）」（平成 16 年度）の中で設定した継続的な検討テーマについて、今年度後半よりメンバー個々がテーマ別に研究を行っていくこととなった。	●若手の会における個別研究の継続とともに、跡地利用計画等策定に向けては、個別検討課題に対して地権者・市民・専門家等がそれぞれの視点から議論を行い、成果をとりまとめられるような体制をつくる必要がある。
	④環境・雰囲気づくり	1) イベントを通じたまちづくり PR を行う	○宜野湾はごろも祭において普天間ブースを設置し、普天間飛行場跡地利用に係る取り組み等の PR を行った。（平成 14 年度～16 年度） ○また、跡地利用基本方針策定に向けた情報提供・意見収集とともに、県民・市民・地権者が一緒になって跡地利用を考える気運を高めるため、基本方針策定調査において県民フォーラム・地域フォーラムが実施された。	●県民フォーラム、市民フォーラム等の取り組みは、跡地利用計画等策定の段階においても適宜実施し、跡地利用への気運を高めていく必要がある。
		2) 普天間飛行場を知る場をつくる	○普天間飛行場の大きさを肌で感じ、実際に緑や文化財の状況を確認し、跡地利用の議論に役立てることを目的として、若手の会メンバーを対象に基地内文化財巡りを実施した（平成 16 年度）。この取り組みを契機に会の活性化が図られた。	●より多くの人に普天間飛行場の大きさを肌で感じてもらい、跡地利用への関心を高めてもらうような取り組みを検討する必要がある。

3-2 跡地利用基本方針を踏まえた活動成果と今後の取り組み課題

跡地利用基本方針では、地権者・市民等の合意形成活動等に大きく関連する事項として、以下の内容が示されている。

(1) 「跡地利用の基本方向」における「跡地利用の促進に向けた戦略的な取り組み」

① 持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応

関係者の参加と協働による持続的な体制づくりや段階的な計画づくりに取り組み、時間をかけて発生する土地需要の動向とその間の社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応することにより、土地活用を促進する。

(2) 「今後の取り組みに関する方針」における「県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み」

① 県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり

- 1) 基本方針の策定にあたって把握された県民の意向を計画づくりに活かすとともに、引き続き情報の共有化や意見交換を通じて県民の意向把握に努め、計画づくりに反映させる。
- 2) 跡地を沖縄県の振興の拠点とするための県民や県内企業との情報の共有化に努める。
- 3) 宜野湾市の将来都市像の実現に向けて、新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等に関する地権者や市民との合意形成を促進し、計画づくりに反映させる。
- 4) 周辺市街地における幹線道路整備は、早期に沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進する。

② 地権者との合意形成と協働による計画づくり

- 1) 地権者の土地活用意向を反映するための計画づくりや広域的な観点に基づく計画の導入については、地権者との情報の共有化や意見交換に努め、計画づくりに反映させる。さらに、地権者の持続的な取り組みに向け、若手地権者等の活動を促進する。
- 2) 跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、土地の共同利用や共同開発等による十分な規模の受け皿の供給や優れた街並み形成が効果的であることから、地権者との協働による計画づくりを促進する。

以下では、上記内容を踏まえ、これまでの合意形成活動の実績と今後の取り組み課題を整理する。

評価の視点			活動実績 (これまでの活動の中で既に実施してきていること等)	今後の取り組み課題
向けた戦略的な取り組み」 (1)「跡地利用の基本方向」 における「跡地利用の促進に	① 持続的、段階的な取り組みによる需要動向への対応	関係者の参加と協働による持続的な体制づくりや段階的な計画づくりに取り組み、時間をかけて発生する土地需要の動向とその間の社会経済状況の変化に柔軟かつ的確に対応することにより、土地活用を促進する。	○跡地利用の実現までには、その規模、位置づけ等から一定期間を要するため、合意形成活動においても長期的視点に基づき取り組みを実施してきた。その一つとして将来の人材育成や地権者間の中核的検討組織の育成を目的とした若手の会を立ち上げ、継続的に活動を行ってきたことにより、持続的な体制づくりの基礎はつくられたものと考えられる。	●今後は、地権者の持続的な検討体制の中核として、若手の会の機能強化を図るとともに、地権者・市民等の協働体制として持続的なものとしていくために、それぞれのネットワークを構築していく必要がある。
		1) 基本方針の策定にあたって把握された県民の意向を計画づくりにも活かすとともに、引き続き情報の共有化や意見交換を通じて県民の意向把握に努め、計画づくりに反映させる。	○これまでに実施されてきた県民フォーラム、県民意向調査（基本方針策定調査にて実施）等では、基本方針策定後の跡地利用計画策定段階での反映が考えられる、跡地利用への具体的な意向が数多くあげられている。	●これまでにあげられた県民等の意向の精査とともに、引き続き県民との情報共有や意見交換を行っていくための体制の検討等が必要である。
「県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み」 (2)「今後の取り組みに関する方針」における	① 県民等との情報の共有化と意向の把握による計画づくり	2) 跡地を沖縄県の振興の拠点とするための県民や県内企業との情報の共有化に努める。	○跡地を沖縄県の振興の拠点としていくことについての必要性等は、県民フォーラムや県民レポート等（基本方針策定調査にて実施）の中で情報提供がなされてきている。	●県民に対しては、引き続き情報提供・意見交換を行い、跡地を沖縄県の振興の拠点とすることや拠点の内容についての理解を深めていくことが必要である。 ●また、県内企業との情報共有については、そのための体制・方法等を検討した上で、情報提供・意見交換を行っていく必要がある。
		3) 宜野湾市の将来都市像の実現に向けて、新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等に関する地権者や市民との合意形成を促進し、計画づくりに反映させる。	○地権者懇談会等において、宜野湾市の将来都市像を示した「都市マスタープラン」を題材に、都市拠点形成や幹線道路網再編等に係る情報提供・意見交換を行ってきており、そのことについての地権者の理解は得られているものと考えられる。 ○市民に対しても、各種団体懇談会において、同様の情報提供・意見交換を行っている。	●跡地利用基本方針の周知等を通じて、新しい都市拠点形成や幹線道路網の再編等の考え方に対する地権者・市民の理解を深める必要がある。 ●特に市の新たな拠点形成については、その内容の具体化に向けて、引き続き地権者や市民との意見交換を行っていく必要があり、市民については、実質的な議論を行えるような体制づくりからスタートする必要がある。 ●地権者においても、これまでの取り組みの中で組織化された若手の会の活動を基軸に、より具体的な議論、意見集約を行っていけるような体制をつくっていく必要がある。
		4) 周辺市街地における幹線道路整備は、早期に沿道地域の住民や地権者との合意形成を促進する。	○これまでに実施してきた地権者懇談会や各種団体懇談会においても、周辺市街地の先行的整備の必要性が意見としてあげられている。	●跡地利用計画等と合わせて、周辺市街地における幹線道路整備の方向性（沿道地域を絞り込む上で必要となる概ねの位置等）を早期に定め、その内容を踏まえ、対象住民・地権者との合意形成に向けた体制整備を図り、情報提供・意見交換等の取り組みを実施していく必要がある。

評価の視点			活動実績 (これまでの活動の中で既に実施してきていること等)	今後の取り組み課題
「県民・市民及び地権者の参加と協働に向けた取り組み」 (2) 「今後の取り組みに関する方針」における	② 地権者との合意形成と協働による計画づくり	1) 地権者の土地活用意向を反映するための計画づくりや広域的な観点に基づく計画の導入については、地権者との情報の共有化や意見交換に努め、計画づくりに反映させる。さらに、地権者の持続的な取り組みに向け、若手地権者等の活動を促進する。	○これまでに実施してきた地権者懇談会等においても、広域的な観点に基づく計画導入の必要性（（仮）普天間公園や幹線道路整備、拠点形成等）についての情報提供・意見交換を行ってきており、必要性についての理解は得られているものと考えられる。 ○また、若手地権者等の活動としては、今後も若手の会において活発な活動を展開していくことが確認されている。その一環として、跡地利用基本方針に基づき、これからまちづくりが始まっていくことを体感し、活動の輪を広げていくことを目的とした基地周辺ウォーキングを実施している。	●地権者の土地活用意向を反映するための計画づくりのために、跡地利用計画策定等と合わせて、地権者の土地活用に対する最新意向を把握するとともに、地権者としての土地利用に対する意向を集約していく必要がある。 ●跡地利用基本方針の周知等を通じて、広域的な要請事項への地権者の理解を深めるための勉強会・意見交換会等の取り組みを行う必要がある。また、（仮）普天間公園や新たな拠点については、その具体的内容について地権者の意見集約を図る必要がある。 ●地権者の持続的な取り組みに向けて、若手の会の更なる機能強化（活動体制・活動内容）を図る必要がある。
		2) 跡地利用の可能性や魅力を高め、土地活用を促進するためには、土地の共同利用や共同開発等による十分な規模の受け皿の供給や優れた街並み形成が効果的であることから、地権者との協働による計画づくりを促進する。	○土地の共同利用については、地権者懇談会（平成 14 年度）において、土地活用の一般的な手法についての勉強会を実施している。また、若手の会においても、拠点形成に向けた土地の共同利用の必要性については理解がなされている。 ○優れた街並み形成についても、電線類の地中化や建築物規制の必要性等についての意見が地権者懇談会、若手の会からあげられている。	●那覇新都心地区等の事例を題材に、土地の共同利用・共同開発の方法・仕組み等についての勉強会を実施して理解を深め、地権者が主体となって実現に向けた課題等を検討する必要がある。

3-3 「次世代参加型まちづくり」の視点からみた合意形成活動の成果と今後の取り組み課題

国土交通省 社会資本整備審議会における「次世代参加型まちづくり」に向けたとりまとめでは、「次世代参加型まちづくり」の基本要素や、参加型まちづくりの実効性向上のための方策として以下の内容が示されている。

(1) 「次世代参加型まちづくり」の基本要素

- ①様々な場面で多様な主体の参加が可能となるよう、言わば「機会の窓」が開放され、保障されていること
- ②「提案する側」と「提案される側」が固定化されていないなど、主体間の相互関係の多様性が確保されていること
- ③考えの違いを乗り越えて合意形成に努めるなど、参加する主体は社会的責任が相互に確認されていること

さらに、多様な主体が、受身ではなく、主体的・積極的にまちづくり活動を担い、その結果コミュニティの生活環境等の維持・再生が図られるという一連の展開が社会の仕組みとして組み込まれていることが重要である。

また、国・県・市町村による、行政が主役の言わば「タテ型」のまちづくりから脱皮し、行政、住民、NPO、民間企業、さらには大学等多様な主体の能動的な参加と責任ある協働による、言わば「ヨコ型」のまちづくりを実現することが求められている。

(2) 「参加型まちづくり」の実効性向上のための方策

- ①参加の裾野の拡大 ～参加の輪を広げていく～
 - 1) 参加意識の向上
 - 2) 早期段階からの参加の充実
- ②参加のノウハウの向上 ～参加の仕方を豊かにしていく～
 - 1) 情報共有の徹底
 - 2) 協議の実質化
 - 3) 参加の技術の向上
 - 4) まちづくり現場でのノウハウの共有
- ③参加の資源の充実 ～参加しやすい環境を整えていく～
 - 1) 人材育成、専門家による支援
 - 2) まちづくりの核となる地域組織の育成・支援
 - 3) 公共空間の利活用の促進
 - 4) パッケージで財政的な支援
 - 5) 行政の幅広い対応

以下では、上記内容を踏まえ、これまでの合意形成活動の実績と今後の取り組み課題を整理する。

評価の視点		活動実績	今後の取り組み課題
(1)「次世代参加型まちづくり」の基本要素	①様々な場面で多様な主体の参加が可能となるよう、 言わば「機会の窓」が開放され、保障されていること	○まちづくりへの全員参画を合意形成活動の理念として捉え、そのための機会を年度ごとの活動計画に基づき数多く設置した。 ○また、活動計画を第三者機関（合意形成推進委員会）の確認のもとに作成し、その計画に基づく活動に対して国からの支援を受け、市が積極的に関与するという形で保障されてきている。 ○平成13年度以降、地権者に対しては継続的に機会の窓を開放し続けてきたことにより、合意形成活動の定着が図られてきたと考えられる。	●地権者に対する参加の窓は今後も継続的に開放するとともに、機会の窓を開ける地権者（自らが主体となって考えようとする人材）を如何に増やしていくかが課題である。 ●また、跡地利用計画策定等の段階では、市民の主体的な参加が可能となるような機会の窓をつくり、開放していくことが必要である。
	②「提案する側」と「提案される側」が固定化されていないなど、主体間の相互関係の多様性が確保されていること	○行政が案をつくって地権者・市民等へ提案するだけではなく、案をつくる段階から皆が知恵を出し合い、協働でつくりあげていく（提案し合う）ことの必要性を地権者懇談会等のたびに訴えてきた。 ○若手の会が継続的な議論の成果として「私たちの考え」をとりまとめ、地権者の意見として基本方針づくりへ提案する等、地権者側においても自ら考え、提案していくことの必要性が認識されてきている。 ○以前は数多くあげられていた「行政からの案がないと跡地利用を考えられない」といった意見は、最近の地権者懇談会等では少なくなっている。	●跡地利用計画策定等に向けて、地権者においては、個々が跡地利用への知識・理解を深め、提案する力を向上させるとともに、行政等との対等なレベルでの議論ができるよう、提案内容の進化、体制の強化を図ることが必要である。 ●市民についても提案主体へ積極的に組み入れていけるような体制整備が必要である。
(2)「参加型まちづくり」の実効性向上のための方策	③考えの違いを乗り越えて合意形成に努めるなど、参加する主体は社会的責任が相互に確認されていること	○跡地利用に対して異なる考えを持っていると想定される地権者・市民等の相互理解の構築を、合意形成活動を行う上での必要事項として全体計画に位置づけ、活動を行ってきた。 ○現在は地権者・市民等の相互理解を図る上での題材となる跡地利用基本方針を作成している段階であり、具体的な取り組みの実施は図られていない。	●地権者と一般市民等の相互理解を図り、協働で跡地利用の検討を行っていけるような体制づくりが必要である。
		○多種多様な手段を通じて、跡地利用を地権者自らのこととして考え、参加することの必要性についての意識付けを直接的・間接的に行ってきた。 ○若手の会メンバー等、一部の地権者の意識は確実に向上してきているものの、地権者懇談会への参加者数や今年度実施したハガキアンケートの回収率から見ると、必ずしも多くの地権者の参加意識が高まっているとはいえない状況である。	●地権者に対しては、自らが参加することの必要性等についての情報提供を引き続き行うとともに、地権者間のネットワークを強化し、地権者間で参加意識を高めていけるような体制整備も必要である。 ●市民に対しても積極的な情報提供を行い、跡地利用の具体化と合わせて参加意識を高めていくことが必要である。
	①参加の裾野の拡大 ～参加の輪を広げていく～	2) 早期段階からの参加の充実	●地権者については、引き続き段階に応じた参加の機会の充実を図るとともに、市民等については、実質的な参加の場を確保していく必要がある。
		②参加のノウハウの向上 ～参加の仕方を豊かにしていく～	●引き続き、資料提供・説明等の工夫により、情報が浸透し、共有されるよう努める必要がある。

評価の視点			活動実績	今後の取り組み課題
(2)「参加型まちづくり」の実効性向上のための方策	②参加のノウハウの向上 ～参加の仕方を豊かにしていく～	2) 協議の実質化	○地権者との意見交換・議論を数多く重ね、関係者間の信頼感の醸成に努めるとともに、議論を形式上のものではない実質的なものとするために、地権者意向反映の仕組みを確立した上で、懇談会等の意見交換の機会を設けた。	●跡地利用計画策定段階では、これまで以上に協議の実質化が求められるため、段階に応じた地権者等の意向反映の仕組みを確立し、引き続き議論を進める必要がある。
		3) 参加の技術の向上	○「次世代参加型のまちづくり」に示される参加の技術としては、「情報整理に関する技術」、「意見の相違を乗り越えて合意形成までたどり着くための技術」、「良好なコミュニケーション技術」があげられる。これまでに継続的に実施してきた各取り組みについては、年度ごとに評価検証を行ってきたこと、また地に足をつけて地道に地権者との意見交換を続けてきたことにより、情報整理やコミュニケーション技術の向上は図られてきているものと考えられる。	●引き続き、これまでに蓄積された技術を活用して合意形成活動を推進する必要がある。 ●また、地権者・市民間の意見の相違を乗り越えて跡地利用計画等の合意形成までたどり着くための体制・仕組みをつくる必要がある。
		4) まちづくり現場でのノウハウの共有	○市担当部局職員と合意形成推進委員会委員、若手の会により、他地域の大規模なまちづくり地区の事例調査・情報収集を行うこと等により、合意形成にあたってのノウハウを蓄積するよう努めた。	●引き続き合意形成活動の先進事例等の情報収集を行うとともに、これまでに蓄積したノウハウを活かした活動展開が必要である。
		1) 人材育成、専門家による支援	○若手の会を跡地利用に係る実質的な議論の場、将来のリーダー育成の場として立ち上げ、人材の育成・確保に努めている。また、会運営の充実を図るために行政・コンサルタントが活動への支援を行っている。	●地権者については、若手の会の活動の継続的实施や若手ネットワークの形成により、人材の育成・確保を図る必要がある。 ●跡地利用の具体化と合わせて、個別検討課題に対する専門家による支援を行えるような体制づくりが必要である。
	③参加の資源の充実 ～参加しやすい環境を整えていく～	2) まちづくりの核となる地域組織の育成・支援	○参加型まちづくりの実効性を高めていくためには、自分達で意思決定し、自分達で実行できるシステムを整備する必要がある、全体計画においても地権者・市民が主体的に検討し、納得によるまちづくりを行うことを理念として位置づけ、活動を実施してきた。 ○地権者においては、まちづくりの検討の核となる組織として、若手の会、普天間飛行場跡地利用対策部会を位置づけ、それらの関連性を明確にした上で合意形成に向けた意見集約等を行っている。	●市民等についても、まちづくりの実質的な検討の場となる組織づくりが必要である。 ●若手の会、対策部会については、まちづくりの核となる検討組織として実質的な議論が行えるよう、機能強化を図る必要がある。
		3) 公共空間の利活用の促進	○地権者懇談会や各種団体懇談会、若手の会等の実施にあたっては、参加者側の移動のしやすさ、分かりやすさ等を考慮し、公共空間（公民館、会議室等）を有効利用してきている。	●跡地利用やまちづくりに係る資料を設置する等、公共空間の利活用の促進を図れる環境整備が必要である。
		4) パッケージで財政的な支援	○地権者・市民等の合意形成に向けた取り組みは、毎年多岐にわたる内容を実施しており、計画的に位置づけた各年の取り組みに対しては、国からの財政支援を継続的に受けてきている。	●引き続き、国からの支援のもと合意形成活動を展開することが望まれる。
		5) 行政の幅広い対応	○市基地跡地対策課が窓口となり重点的に合意形成活動の対応を行っているが、若手の会やまちづくり学習の取り組み等において必要な際は、沖縄県や市文化課等との連携を図りながら対応している。	●跡地利用計画を策定する段階では、分野ごとの専門性がこれまで以上に求められるため、単独部署での対応のみならず、横の連携のもとに跡地利用に取り組んでいけるような体制づくりが必要である。